

匪賊たちの系譜学・第1部

山崎カヲル

はじめに

1861年12月27日、対外債務不払いを宣告した結果、メキシコはフランスを中心とした干渉戦争の危機の只中にいた。この日、メキシコ共和国大統領ベニート・ファレスは、ワシントンにいる駐米公使マティアス・ロメロに「アリカの虎は完全に敗北し殺害された」という情報を伝えている (Tamayo, ed. 1972: 275)。マルクスが「国際史上でこれまで記録されたなかでもっとも奇怪な企て」(MEW 15: 366)と呼んだ、深刻きわまる軍事干渉の開始が目前に迫っているときに、ファレスは「アリカの虎」、つまりマヌエル・ロサーダの死を米国にいる盟友に知らせるだけの価値がある情報だと判断したのである (もっとも、この時のロサーダの死はまったくの誤報で、彼が銃殺されたのは1873年、ファレスの死後1年もあとのことになる)。

このロサーダとは、いったいなにものだったのか。まず、20世紀初頭に出版された地理・歴史・人物辞典で彼がどのように記述されていたかを見てみよう。

「メキシコにおける諸革命が生み出した、もっとも凶暴で残虐なゲリラのひとり。レフォルマ戦争のさいには、反動派に与して、当時ハリスコ州の第7郡だったテピックで略奪を行なった。干渉戦争のあいだは、帝政派を名のり、その旗印のもとで、テピックを支配し、その無慈悲で専制的な首長になった。ハリスコの南部や中部への侵略を繰り返し、手当たりしだいに荒廃と破壊をもたらし、同地を真の殺戮場にした。共和国の勝利のあとにも、ロサーダはテピックの絶対的君主でありつづけることを望み、匪賊になった。彼は無数の部隊の先頭に立って、無援の村々を襲撃し、政府軍と対決さえした。彼を絶滅させるために、いくつもの遠征がなされたが、彼は勝利したり、ひそかに逃れざるすべを知っていた。彼は大胆にもグアダラハラ市への遠征を企てたが、同市はロサーダを撃ち破ったコロナ将軍のおかげで救われた。彼に対する最後の討伐は、ホセ・カバジョス将軍の指揮のもとで1873年に企てられた。将軍はロサーダの捕獲に成功し、テピック郊外のロマ・デ・ロス・メタテスで彼を銃殺した。ロサーダはマクシミリアンから将軍の位を、ナポレオン [3世] からレジオン・ドヌール勲章をもらっている。」¹⁾

要するに、反動的な匪賊集団の凶悪な頭目ということである。ロサーダが先駆的な農業革命家だったことは、やがてシルバーノ・バルバ・ゴンサレス、アルダナ・レンドン、そして

なによりもジャン・マイエルの精力的な仕事によって明らかにされているが、その詳細は本稿では省略したい。確かに彼は生前、メキシコ中央政府によってもハリスコ州政府によっても、匪賊だと呼ばれていた。それを端的に示しているのは、1861年2月5日にハリスコ州知事ペドロ・オガソンが出した布告であり、そこでは「アリカの群盗を構成している匪賊たち」に対して「匪賊として追求し、逮捕にさいしては容赦なく銃殺する」ことが明記されている。(Meyer 1989: 163-5)。根拠地アリカでのロサーダの活動については、伝統的にヨーロッパで匪賊活動の「名所」とされてきた「シエラ・モレーナ、バルカン、シチリア、コルシカ」の「名を篡奪するほど」だという評価さえ同時代に下されているほどであった(Meyer 1990: 176)。

19世紀メキシコにおける匪賊活動は、文字通り猖獗をきわめたものであったが、ロサーダほど大きな注目を集めた存在はない²⁾。彼をひとつの例にしなが、近年わが国でも盛んになっている、匪賊と呼ばれる人々に対する歴史的関心の高まりにいささかなりとも悼さしてみたい。

匪賊研究

匪賊については、エリック・ホブスボームがはじめて歴史研究の重要な対象として取り上げて以来(Hobsbaum 1959; 1969)、活発な議論が交わされてきている。日本を含めて、世界各地でその具体的な成果がつぎつぎと公表され、その全体を見通すことさえ、いまでは困難なほどである³⁾。私たちはいまでは、ロビン・フッド、ディエゴ・コリエンテス、クロッコ、ジェシー・ジェイムズ、ネッド・ケリー、白朗(白狼)、ランピオン、サルヴァトーレ・ジュリアーノといった著名な匪賊たちだけでなく、17世紀末にドイツを荒らし回っていたいくつもの匪賊団、死後にさまざまに英雄視されることになるが、もともとはリトアニアのただの馬泥棒だったタダス・プリンダ(Bakelis 2008)、20世紀前半の黒竜江省を騒がせた大小の匪賊集団(Shan 2006)、19世紀インドで凶暴な宗教的殺戮集団とされたサグ団(thuggee)⁴⁾、実在がこれまで疑問視されていたホアキン・ムリエタ⁵⁾といった多様な対象について、優れた個別の実証研究が積み重ねられてきている。

とはいえ、これらの研究にもかかわらず、肝心の匪賊そのものはいまだに明確な姿を見せているとはいえない。匪賊活動という名称のもとに集められた「犯罪」はきわめて多岐にわたっており、ある地域、ある時代にそこに入れているものが、別の地域、別の時代にはそこからはずされていたり、匪賊という呼称そのものが消滅したり、別の名称に変更されたり、陣営が異なると呼び方が逆転したりする(独立後のジンバブウェやモザンビークでの内戦においては、対立する勢力はお互いに自分の部隊はゲリラで、敵のそれは匪賊だと呼んだし、チェチェンではロシアに敵対する勢力は匪賊ともテロリストとも名づけられた)。匪賊

が確固とした指示対象を持たないことは、多くの論者が認めている。例えば、ポール・ヴァンダーウッドは匪賊という用語が「きわめて不安定で、当惑させられるほどだ」と述べて、「おそらく私たちはこのことばを、なんらかの厳密性をもって定義しようと試みるべきではあるまい」としているほどである ((Vanderwood 1992: xxxiii))。

その曖昧さは家畜盗みを取り上げてみるとよく判る。他人が所有する家畜を略取することは、すでに古代ローマで匪賊活動 (latrocinium) の一部として、重罪とみなされていた。『法学提要』(Digesta) の第 47 書に集められた「家畜盗みについて」(De abigeis) の諸項では (Dig. 47.14), 「家畜盗賊はもっとも厳しい罪に問われ、刃によって裁かれるのが通例だ (solent)」としながらも、牧場や群れとして管理されている家畜の窃盗と、迷い出た雄牛や馬の取得は区別され、前者は家畜盗賊 (abigeus) だが、後者はただの盗人 (fur) として裁かれるし、また、盗まれた家畜の頭数によっても abigeus と fur との区別がなされている。

とはいえ、多くの歴史的な社会では家畜盗みは必ずしも匪賊活動だと見なされていなかった。それどころか、犯罪だとも受け止められていなかったことも確かである。例えば、植民地以前のクリアランド (タンザニアとケニアにまたがる地域) では、みずからのクラン (氏族) や、トーテム的に結びついたクランとからの家畜の窃取は、他のクランからのそれとははっきりと概念的・用語的に区別され、前者は断罪されるが、後者は勇気の提示や婚資獲得と結びついて賞賛に値する行為とされていた (Fleisher 2000; 2002)。そこには匪賊活動という概念は存在していない。19 世紀のサルデーニャ、テキサス、オーストラリアでも、家畜盗みは少なくとも民衆の側では犯罪とは意識されていなかったとされる ((Day 1979: 185; 鶴谷 1989: 93-4; Seal 1996: 151))。

ラテンアメリカに話を限定するなら、植民地時代にはアルゼンチンのパンパやベネズエラの大平原 (llano) といった広大な土地のあちこちに、野生化した牛や馬がいる無主地が広がっていた。こうした土地はすべて国王のものだと見なされており、そこに棲息する動物もまた同様に扱われていた。このために家畜盗みは「合法的」だとされていた。というのも、家畜なるものは国王に帰属する財産である野生化した動物を捕獲した結果として成立したにすぎないとされたのである。それらはもともと特定の個人に所属するものではなく、私有化 (家畜化) そのものが国王の所有権への本源的な侵害だと受け取られていた。あらかじめ盗まれたものである家畜を略取するのだから、それは犯罪とは見なされなかったのである (Cf. Duncan Baretta and Markoff 1978: 606)。あの「所有とは盗みだ」(la propriété, c'est le vol) というブルードンの有名な命題が、ここでは家畜所有者のほうにあらかじめ差し向けられたのであって、それを根拠にして、盗まれていたものを回収する行為の正当性が主張されたわけである。

また、19 世紀後半、メキシコ北部のチウアウァ州では、多数の家畜盗みが記録されているが、そこでは家族や親しい親族・隣人の絶対的な困窮を助けるために、他人の家畜を略

取・殺害してその肉を分配することと、そうした「社会的必要性」と異なって、集団を組んで営利を目的にかなりの数の家畜を盗み、主として国境を越えてそれらを転売する「職業的家畜盗み」(abigeato profesional) とのあいだには基本的な区別が打ち立てられていた。後者を行なう人々だけがチウアウアでは「匪賊」(bandidos o bandoleros) と呼ばれた (Aparecida de S. Lopes 2001)⁶⁾。ここでは活動の内容が直接的な使用価値を目指すか、交換価値を目的にするかで、異なった名称が付与されていたことになる。もっとも、この区別がメキシコ全土で通用していたわけではない。同時期のユカタン半島では、半島マヤ人による「物質的かつ象徴的な抵抗」としての家畜盗みは、犯罪だとされてはいたが、どのような規模のものであっても匪賊というカテゴリーでは処理されなかったらしい (Cf. Güémez Pineda 1991)。逆に中部チリでは、家族・親族・友人たちの飢えを満たすための小規模な家畜盗み (abigeato menor) と、転売 (交換価値) を目的とした家畜盗みとは一応は区別されていたが、それでもともに匪賊活動というカテゴリーに含められていた (Valenzuela Marquez 1991)。私的所有のもとで家畜という概念が成立したあとでも、その窃取をどのように位置づけるかは、決して安定したものではなかったといえる。

では、この捉えどころがなく、ギリシア神話に出てくるネストルのように千変万化する対象をまえにして、匪賊という特定の歴史的存在を、どう規定できるのであろうか。

最初に考えておくべきなのは、匪賊をホブスボームのように「歴史に知られているもっとも普遍的な現象のひとつ」(Hobsbaum 2000: 21) だと、歴史的な普遍項にしてしまう意見に対する一定の留保である。確かに匪賊なるものは世界のいたるところで、さまざまな時代に観察され記述されている。その意味で、普遍的な恒常項だといってよいのかもしれない。ホブスボームのような発言は数多く集めることができる。とはいえ、ロシアでラスポイニク、中国で土匪、旧「満洲」では胡子、朝鮮半島では火賊、エチオピアでシェフタ、インドやビルマでダコイトと呼ばれた人々が、すべて同一の指示対象を持つ同一の記号だと断定できるほど、私たちは個々の事例について深く考察することが、まだできないでいる。それらすべてを匪賊という名称のもとに性急に包摂することについては、とりあえずは禁欲的でありたい。本稿では対象を一応は限定して、西ヨーロッパを基点として、その強い影響下にあった旧植民地 (ラテンアメリカやオーストラリア) を含む世界部分を中心的な事例とし、とりわけ筆者が課題としてきた 19 世紀メキシコ (1810 年から 1917 年まで) を主に扱うことにする。これらの地域では、少なくとも匪賊の定義や取り扱いに関して、一定の共通基盤を確認できるからである。

さて、匪賊についてのもっとも怠惰な定義は、リチャード・スラッタが与えてくれている。彼によれば、匪賊とは「財産を盗み家畜をさらうために集団で働く人々 (ほとんどつねに男)」(Slatta 1987 a: 1) だそうである。家畜は定義的に財産の一部なのだから、要するに匪賊は集団強盗の別名にほかならない。渋谷あたりで「オヤジ狩り」をする中学生・高校生た

ちのグループと、スペインで抑圧されていたイスラム教徒の抵抗運動ともいべきモンフィエ（モンフィエ）の活動（Vincent 1974; 1991）、ベネデット・クローチェが賞賛した義賊アンジェロ・ドゥカ⁷⁾、19世紀メキシコにおいて「強盗は遊びで、強姦は暇つぶし、放火は楽しみ、殺人は気晴らしだった」（Ruiz 1975: 466）といわれたシモン・グティエレス、農業労働者や小農の支持を背景に銀行や鉄道を襲ったオーストラリアのネッド・ケリーや米国のジェシー・ジェイムズ、万という単位をはるかに越えるコサックや農民の動員を可能にした帝政ロシア期のエメリアン・プガチョフ、プロスペル・メリメにドン・ホセのモデルを提供したアンダルシアのホセ・マリア（「エル・テンプラニーリョ」）、植民地支配のもとでの抑圧と飢餓が生み出したインドのダコイトたちを上記のような定義ですべて包み込んで一律に処理できるとしたら、歴史研究はずいぶんと気楽なものになろう。もっともスラツタはホブスボームの社会的匪賊類型を主要な攻撃目標としており、彼にかわって「ゲリラ匪賊」や「政治的匪賊」といった自分なりの分類を提唱するに急であったため、肝心の匪賊に関しては深く考察する余裕がなかったともいえる⁸⁾。

匪賊そのものの定義問題を軽視したり看過したりする傾向は、いたるところで見受けられる。例えば、ドイツで匪賊研究を大きく前進させたカルステン・キューターにしても、匪賊とは「多少なりとも強固に形成された集団に組織されている法律違反者たち（die in mehr oder minder stark ausgebildeten Banden organisierten Gesetzesbrecher）」だというだけであって（Küther 1976: 151）、ただちにその匪賊の下位区分である「『犯罪的』匪賊⁹⁾」と「社会的ないし農民的匪賊」の話に移ってしまっている（Ibid: 7-8, 145-6）。いったいそこでいわれている「集団」（die Banden）とはなんであり、また、法への違反者とはなにを意味するのかは、まったく問題にされていない。キューターに対して史料面で鋭く激しい批判を展開したウーヴェ・ダンカーにしても、こうした点では見るべきところがない（Danker 1998; 2001）。のちに触れるがドイツでは、1921年に発表されたヴァルター・ベンヤミンの論文「暴力批判論」が、すでに法に対する大いなる侵犯者について、私たちにきわめて示唆的な考察を残しているというのに、この鈍感さは信じられない。

19世紀メキシコでの匪賊活動の研究では自分が「一種のパイオニア」だと自負しているポール・ヴァンダーウッドは、そこで匪賊を「主として（それだけではないが）¹⁰⁾ 利己的な諸個人とその追従者たちであり、彼らは社会全体の、利益はいうにおよばず、可能性や機会からみずからが排除されていることを見抜き、少数者に留保されているシステムに入り込むための手段として、混乱を促進する」と規定し、彼らのほとんどは「金持ちと同様に仲間の農民からも盗む、プラグマティックで機会主義的で出世を目指す自己促進者」であって、「彼らももっとも望んでいるのは社会的上昇の機会をとまなう物質的利益」だという（Vanderwood 1992: xi, xv, xxi, xxvi）。匪賊たちの多くが、抑圧や貧困からの脱出を目指してであれ、社会的・政治的な混乱に機会主義的に便乗してであれ、他人の財産の略取をもくろんでいた

ことは、あらためていうまでもない。ほとんどの匪賊がなんらかの物質的な利益を求める衝動に突き動かされていなかったなどと、だれも断言などしていない。だが、非合法的な手段で利益を求めることに匪賊活動を限定してしまうなら、彼らは19世紀後半にきわめて悪辣な手段でのし上がってきたアンドリュー・カーネギーやコーネリアス・ヴァンダービルトのような米国の悪徳資本家たち (robber barons) とまるで変わりがないことになる。ここにはほとんどあらゆる社会活動において、個人は制限つき目的の最大化を追求するという、米国の社会科学の一部に強固に根を張っている経済還元主義があからさまに主張されている。それはミクロ経済学の極度に抽象的な「経済人」(homo oeconomicus) モデルを、市場関係が十分に発展していない諸社会に安直に持ち込むにすぎない。ホブスボーム批判ではヴァンダーウッドと共闘関係にあるピリー・ジェインズ・チャンドラーもさすがにこういう主張に対しては、匪賊はなにも「特にみずからを富ませる目的で」そうなったわけではないと批判的な発言をしている (Chandler 1988: 220)。また、ヴァンダーウッドは「匪賊と農業革命家とのあいだでの境界線は、きわめて薄いものでもありえた」と述べて (Vanderwood 1992: 59)、その代表例としてミゲル・ネグレテ (1824-97) の名前を挙げているが、有能な軍人で一時期は陸軍大臣や上院議員を経験しながらも、歴代政権のすべてに飽きることなく「否」をつきつけ、やがて社会主義に接近し、最後には極貧のなかで死去したこの永久叛乱者は、およそ「利己的な諸個人」という枠組みのなかに収まる存在ではなかった (Hart 1974; 1978: 69-71)。

それではみずからを歴史的匪賊研究の「父祖」(the founding father) だというホブスボーム (Hobsbaum 2000: x) の場合はどうであろうか。彼はまず「法にとっては (for the law), 暴力を使って攻撃・略奪する人間集団に属するだれもが匪賊である」と述べたあとただちに、歴史家や社会学者にはこのような「粗雑な定義」は使えないとしてそれを退け、匪賊とは「ある種の盗賊、つまり、世論では (by the public opinion) ただの犯罪者だとは見なされていない、あるいは、ただの犯罪者だけではないと見なされている人々」であって、それは「農民諸社会の内部での個人的ないし少数者の叛乱の一形式」だとされる (Ibid: 19)。ここでは法や権力の立場からの把握と、民衆の側からの把握との違いがはっきりと問題にされている。同一の対象を問題にするとしても、認識主体の階級的な差異が異なった意味内容をそれに付与するのである。この違いはいまさら指摘するまでもなくきわめて重要であって、すでに若きマルクスが、ライン州における慣習としての枯木集めを犯罪視する州議会での議論に対して、「法的な権利と並ぶひとつの独得な領域としての慣習法」を徹底して擁護していたことから理解できよう (MEW 1: 116)。

とはいえ、「法にとっては」という規定、つまり、権力の側からする定義は、実はこれまで十分な説明がなされてきたとはいえない。ホブスボームにしてもそれに関しては、別の箇所ですイタリア語では匪賊 (bandito) とは「法の埒外に置かれた」人間だと軽く触れるだけ

で (Ibid: 12), 議論のほとんどを民衆の観点のほうに振り向けて, あまりにも性急に社会的匪賊 (social bandit) の類型学に入ってしまった¹¹⁾。

だが, 「法にとっては」ということは, もっと詳細な吟味に値する。それは「匪賊」という存在が, 権力による命名を第一の特徴としているからである。だれが匪賊なのかという定義は, なによりもまず権力が与えるものであって, それゆえに根本的に恣意的である。つまり, そこにはつねに暴力が組み込まれている。

かつてニーチェは「名前を与える [命名する]」という権利は「支配者の権力発露」(Machtäußerung der Herrschenden) にほかならないと断定し, 命名行為の根底には権力関係が横たわっていることを強調したが¹²⁾, このことはとりわけ匪賊に当てはまる。民衆の側での受容とはまったく別次元で発揮されるこの命名の力に, まずは着目してみたい。

ところで, 19世紀サルデーニャを対象にしたデイヴィッド・モスは, 社会的匪賊の分類法についての議論よりまえに, 「論理的にはそうした試みに先行する」べき, 匪賊そのものを考察しようとする論文において, イーミック (emic) な枠組みのなかでは, それは特定の犯罪あるいは犯罪者を法的に指定し, さらに是对応する処罰をも明示するケースと, さまざまな犯罪を一括して匪賊活動だと分類するという「犯罪についてのメタ言語の一部」(part of the metalanguage of crime) であるケースとを分けている。モスがいう前者は, 彼が参照しているドニーズ・エーコウトの論文でも明らかのように (対象になっているのは帝政ロシアでの農民叛乱), 複数の犯罪行為の重合を勅令 (ukaz) で形式的に分類するものであって, 適切な例とはいえない。むしろ後述するスペインでのフェリーペ4世の布告とその具体的な適用のほうが, より適合的であろう。

モスは後者に関して, つぎのように述べている。

「それは, 彼らが集中している地理的領域や社会カテゴリーのなんらかの基礎的な特質に一般に基づいた, 一群の犯罪を分類している。ある地域でのないし特定のタイプの犯罪者による殺人は『匪賊活動』の行為であり, 他の地域, また別のだれかによる殺人はそうではない。それゆえに, 暴力行為を『匪賊活動』へと分類することは, さまざまな動機を持った異なった諸犯罪だと見えるものを, 単一の病因だとすることを示唆している。つまり, 例えば実際に, 警官と農民とは, 犯罪者や特定の犯罪群になにか特異なものがあるということに, 必ずしも異論を唱えることなしに, 彼らが匪賊だと規定する人々にきわめて異なった意図を帰属させる。」(Moss 1979: 480)

あまり明確な文章ではないが, 要するにさまざまな社会的背景を持ったいくつもの異質な犯罪から構成されている匪賊という対象は, 権力からも民衆からも通常の犯罪とは異なったなものかと思われているが, とはいえ, それについての意味づけが両者のあいだでは別種のものになっているということであろう。これは先に引いたホブスボームの主張と重なる議論である。モスはそのことをさらに, 「形式的には類似した対象についての, 同一社会の

なかでもいくつもの異なった信念のあいだでの同時的な関係」(Ibid) だとも表現している。

このような同一の言説空間における複数の「信念」の併存とは、要するにその空間が複数の敵対的な言説によってヘゲモニー的に組織されていることを意味している。

とはいえ、このヘゲモニーとかかわる問題は別個に考えることにして、モスがここで「排除」による社会的で複雑な境界設定に触れていることに着目しておきたい。特定の社会において、なにがどこから異者だと認定されるかの境界線は、歴史的・地域的につねに変動しているが、しかしこのような線引きは、社会がみずからの「内部」と「外部」との区別を要求するかぎり、あらゆる時代のいたるところでほとんど必然的に生成してくる(もっともそれは、両者のあいだにやはり同時に生成する *Zwischenraum* という困難な課題を提起するが)。

匪賊の系譜学

すでに断っておいたように、本稿での匪賊分析は広い意味での西ヨーロッパ世界(その植民地をも含む)を基本的な土台にしている。もちろん、西ヨーロッパといっても、そこに含まれる地域は広範かつ多様で、しかも歴史的につねに激しい変容にさらされてきているため、単純な議論は避けなければならないが、しかし、そのような変容にもかかわらず、歴史的にかなり安定した共通基盤がそこには透けて見える。

その基盤を考えるさい、スペインはかなり特権的な地位を占めている。というのは、スペイン語には匪賊を表現するふたつのことば、つまり、*bandido* と *bandolero* があって、匪賊がおおよそ単一の「起源」から生成したわけではないことを、それがきわめて明確に教示してくれているからである。

このふたつのことばは、スペイン語圏において微妙な地域的な差異はあっても(スペインやコロンビアでは *bandolero* が、メキシコやチリでは *bandido* が好んで使われる)、ほぼ同一の指示対象を持っていることは確かである。両者はすでに16世紀末にはほとんど同一なものだと見なされており、19世紀には区別は実質的にまったくなくなっていた。とはいっても、両者が語源的に異なった出自を持っていたことははっきりしており、それが私たちの議論にかなり重大な影響を及ぼしてくる。

まずはコロミナスの語源辞典¹³⁾ を取り上げてみよう。そこで明らかにされているのは、*bandido* と *bandolero* とに共通して現れる *bando* ということばが、かたちのうえでは同じであっても、おおよそ異なった出自を持っていたことである。コロミナスはそれを *bando 1* と *bando 2* と呼んでいるので、私たちもそれにしたがっておく。このうち *bando 1* は1300年頃にフランス語の *ban* から入り、「境界石」や「禁止」の意味を伝えているが、他方、*bando 2* はゴート語に由来し、もともとはある集団を区別する旗印であった。そこから「徒党」や「党派」を意味するようになる。近年、*bandido* と *bandolero* についての語源的な探

求が進んでおり (Alvarez Barrientos y Garcıa Mouton 1986; Lodares 1991), それらを参考にしながら述べると, つぎのようになる。

コロナスのいう bando 1 は, 中世ラテン語の banire から派生しており, もともとは特定集団 (共同体) が共有する法 = 掟に対する重大な侵害がなされた場合, 当該の人物に対して集団からの放逐を公的に宣告することであった。詳しくは次節で扱うが, こうした放逐はとりわけ古ゲルマン社会の法制において顕著な特徴のひとつになっていた。ゲルマン法でいう「平和喪失状態」(die Friedlosigkeit) の宣告である。そのような宣告を受けた個人は wargus と呼ばれる存在になる。それは人外に追放されたもの, 財産からも家族からも完全に分離され, だれもが殺害してよいものになることであった。

これに対して, bando 2 はゴート語の Bandwo, つまり旗印 (semeion, sign) に由来しており, そこから提喩的にそのもとに集まった集団をも意味した¹⁴⁾。それはまず, カタラン語で bandol として現れ, 特定の旗印のもとに集って戦う人々として bandoler が 15 世紀に登場する。スペイン語 (カスティリヤ語) では, アントニオ・デ・ゲバラが 1542 年に使った bandolero が初出とされている。このことばは, はじめは侮蔑的な内容を持たず, 匪賊という意味が混入するのは 17 世紀はじめを待たなければならなかった。

ともあれ, 歴史的には bandido は bando 1 を, bandolero は bando 2 を基底にした用語であったことを強調しておきたい。このように出自が異なる用語がある時期に奇妙に重なり合ったのであり, それが私たちの匪賊理解に深い影を落としているのだ。私たちが扱う世界での匪賊活動は, このふたつの, 本来は別々に成立し, 相互にいかなる関連も持たなかったことばが縊り合わさった結果として登場している。この系譜的な区別は決して十分に考察されてきてはおらず, ジョルジョ・アガンベンでさえ bando は「主権の旗印」と「共同体からの放逐」とをともに意味するとして (Agamben 1995: 123), bando の二重の出自をあっさり看過してしまっているほどである。

その系譜のおのおのを, 法外性と集団性として, つぎに少し詳しく検討してみよう。

特徴 1 —— 法外性

匪賊という用語は法外者 (outlaw) と相似的だといわれる (Moss 1979: 481)。法外者を規定する法外性 (outlawry) については, 日本でもすでに穂積陳重が『復讐と法律』(1931 年) でつぎのように述べていた。

「社会制裁の終極はその社会から追出されることである。かかる社会の終極制裁が後に法律の終極制裁となったものが法外制 (outlawry) 即ち法権剥奪である。法外制とは法に従わざる者を法の保護外に置くことをいうものであって……その者は法外人 (lawless man, outlaw) となるのである。法外人は何人がこれを殺しても, 何人がこれを傷つけても, 何人が

これより盗みても罪とならぬものであるから、殺傷・盗奪に対して賠償の責任の生ぜぬのは勿論である。」(穂積 1982: 237-9)

同書はいまでは古くなった法進化論にもとづいているが、穂積が記述している法外者の定義そのものは、決して古びてはいない。

法外者 (outlaw, forajido, exlex, utlagatus) は今日ではかなりルーズに用いられることばであって、歴史的な由来からかなり離れてしまっているが¹⁵⁾、もともとはかなり厳密に定義されていた。その根幹になっているのは、特定の重罪を犯したことによる共同体からの(法=掟からの)追放と、それにともなっている法外者殺害の許容、さらにはその促進である。この独特な状態は西部劇によく登場する、あの重罪犯の手配書につけられた「生死を問わず」(Dead or Alive) という文言にいたるまでつづく長い伝統を持っている。イングランドにおいてさえ、法外者という法的規定は事実上は実効性を持たなくとも形式上は長く存続しており、最終的に廃棄されたのは 1879 年のことであった。

ところで、法外者というあり方をヨーロッパで最初に法的に明文化したのは古代ローマであって、ローマ法がのちのちまで与えた影響を考えると、少々迂遠なようでもそのことに多少は触れておく必要がある。

もっとも私はローマ法にまったく疎いので、ここではブレント・ショーとトーマス・グリュエネヴァルトの研究 (Shaw 1984; Grünwald 2004) を導きの糸にしながらか、せいぜい『法学提要』(Digesta) や『ユスティアヌス法典』の関連する条文などに眼を通す程度しかできないことを、あらかじめ断っておきたい。とはいえ、近年のジョルジョ・アガンベンの仕事 (Agamben 1995) は、法外者の考察にさいしてローマ法 (さらには古ゲルマン法) との関係が無視できないことを明らかにしている。アガンベンの議論は「ホモ・サケル」(homo sacer) と呼ばれた特異な存在とかかわっている。

古代ローマで「ホモ・サケル」と呼ばれたものは、フェストゥスによれば「人民が邪悪だと判定した」(populus iudicavit ob maleficium) 存在であって、「それを殺害したものは殺人罪で裁かれることはない」(qui occidit, parricidi non damnatur) のである¹⁶⁾。ホモ・サケルは匪賊そのものではないが、匪賊 (latro) もまた、だれもが彼を追撃すべき義務を持ち、その義務の遂行過程で必要なら殺してもよい対象であった。もちろん、それによって殺人罪で裁かれることはない (Shaw 1984: 19)。その意味で、匪賊はホモ・サケルの近傍に位置していた。それはまた、ホモ・サケルが人間の法 (ius humanum) から「神の法」(ius divinum) から二重に排除されていることともかかわっている (Agamben 1995: 91)。このことはイェーリングも指摘している (Jhering 1907: 287-8)。匪賊はメキシコで 1831 年に出されたホアキン・エスクリチェの法律辞典では「街路において故意に強奪する者は死刑となり、教会に避難しても庇護の恩恵にあずかれず、全面恩赦から除外される」(cit. in Solares Robles: 109) とあるように、カトリック教会が長く聖域として提供してきた庇護権 (asy-

lum) は彼らには適用されないのである (Uribe-Uran 2007: 449, 459, 467, 469)。つまり、聖界と俗界との双方から一切の保護を受けられないという点でも、匪賊はホモ・サケルに近い (もっとも、教会の俗権力との対抗関係の歴史のなかでは、時には匪賊にも庇護が与えられたが)。

他方、ローマとは直接の関係がないと思われるが、古ゲルマン社会では重罪によって法外者とされた人々は、所属するジッペからの保護を奪われ、「平和喪失状態」(Friedlosigkeit) に置かれた。彼はいかなる法によっても守られることがなく、共同体から完全に排除された放逐者 (expulsus, id est expellis) であり (Unruh: 1957: 3)、だれもが彼を殺してよいだけでなく、妻は寡婦に、子供は孤児にされ、財産はすべて剝奪された。彼はもはや人間ではなくなり、スカンディナヴィアやアングロサクソン社会では狼と等置される。「法外者は狼の頭を持ち、イングランド人はそれを wolfeshead と呼んでいる」(Utlagatus lupinum gerit caput, quod Anglice wolfeshead dicitur) のである。

法外者を狼と見なすことはゲルマン社会全体で見られたことではなかったようである。Wargus という「謎めいたことば」(Unruh 1957: 4) は、グリムによると「狼と盗賊」とをともに意味していた。「というのも、放逐されたものたちは、肉食獣と同じく森の住民であり、狼と同じく罰されることなく殺害できるからである。」ウンルーによれば、匪賊・盗賊を狼と同一視することは北欧やアングロサクソン社会では特に明確であった。

なお、スペインでは古くは匪賊は *golfín* と呼ばれており、それはベルナルド・デ・キロスによればドイツ語の *Wolf* と語源を同じくしており、西ゴート王国時代にイベリア半島に入り込んだとされる (Bernaldo de Quiros 1959: 16)。それゆえに、匪賊と狼との等置は、スペインでもその片鱗を現しているのである。

中世のイングランドでは、先に見たように法外者は狼と等置され、狼のようにだれにも殺害することができた。ただ 13 世紀に入ると、ブラクトン (ブラットンのヘンリー) が「法外者が確実に逮捕されたさい、彼が逮捕にあたって抵抗を試みた場合を除いて、だれであっても彼を殺害することは許されない。というのは、逮捕ののちには、彼の生死は王の手のなかに (in manu regis) あるからである」¹⁷⁾ と述べているように、王権は「彼のまったき権力からして」(ex plenitudine potestatis suæ) 法外者の生死を決定する権利を専一的に掌握しようと努めたからである。では、だれが法外者となるのか。ここで私たちは「重罪犯」(felon) と法外者との循環論的關係に触れることになる。重罪は告発をもって成立するが、そのように告発された人間が逃亡するなら、彼は法外者になる。逆に、逃亡者が法外とされるすべての犯罪は重罪なのである。この問題については、これ以上立ち入ることは避けて、法外者は 13 世紀から、だれもが勝手に殺してはならないとされたこと、さらに、裁判からの逃亡が法外者の要件のひとつとなったことだけに注意を喚起しておきたい。

こうした事態を、18 世紀後半にサー・ウィリアム・ブラックストーンは有名な『イングラ

ンド法註釈』のなかで、つぎのようにまとめている。

「かつては、法外に置かれた重罪犯は、狼の頭 (caput lupinum) を持つとされ、彼に出会っただれでもが、狼のように打ち殺しえたが、それはあらゆる法律との関係を絶たれたために、彼は自然状態 (a state of nature) にあるものとして扱われ、彼を発見しただれでもが、殺害できたからである。だが現在では、こうした非人道的行為を避けて、好き勝手に彼を殺すことは、だれにも許されていない。彼を殺すなら、拘引に努めるさいに生じた場合を除いて、殺人罪となる。」(Blackstone 2001: 252)

なおついでながら、カントはこうした殺害権を、母親による婚外出産の子供殺しに関して限定的に容認している¹⁸⁾。

だが興味深いことに、このようにイングランドでは基本的には不許可とされた自由な殺害は(もっとも、1723年の有名な Black Act は、明らかに法外者的扱いを下敷きにして密猟者を威嚇している)、植民地オーストラリアで19世紀後半に、劇的に復活する。そこでは当時、資本制農業の大々的な導入と、それを支えた銀行に対する小農や農業プロレタリアートの不満を背景にして、ベン・ホールやネッド・ケリーを頂点とする「匪賊」(bushrangers) が活躍していた。彼らは農民の希求に寄りそって行動しており、それゆえにホブスボームのいう社会的匪賊に近い存在であった(O'Malley 1979)。彼らを取り締まるために、ニュー・サウスウェールズ州(1865年)をはじめとして、クイーンズランド州(1866年)、それにヴィクトリア州(1878年)でも「重罪犯拘引法」(Felons Apprehension Act) が制定されている。それはネッド・ケリーのような特定の匪賊個人に対する時限立法として成立した「对人的」(ad hominem) な法措置であった。手続きとしてはまず、治安判事に対して、死刑相当の罪を犯した人物の名前が申し立てられ、最高裁判事が認めたなら、彼に対する拘引状が発行される。彼は特定日づけまでに降伏ないし出頭するよう、公的に発表される。降伏・出頭がなかった場合、その時点で彼は法外者だと宣告される。法外者が武装していると疑う理由があれば、彼の逮捕にさいして、自由に武器の使用が認められる。「そうした法外者を生死にかかわらず拘引ないし捕縛する」(apprehend or take such outlaw alive or dead) ことが可能だったのである。時限立法のはずであったが、ニュー・サウスウェールズでは1879年に再制定されたさい、終了期限は明記されなかった。また、1899年にも再制定されているが、これはなんと1976年に廃棄されるまで法的効力を持っていた！つまり同地では、少なくとも20世紀後半にいたるまで、de jure には法外者という歴史的カテゴリーが存続していたのである(Eburn 2005)。本国ではすでに廃棄あるいは停止された法的措置が、植民地では生き延びている1例である。

スペインでは、フェリーペ4世が1663年にマドリッドで布告した法令¹⁹⁾が、長期にわたって効力を持っていた。それは「街頭や農村を集団でうろつきまわる匪賊や襲撃者 (los bandidos y salteadores)」に対するもので、公的に告発されても裁判所に出頭しない場合、

彼らは「おおやけの反逆者、裁判欠席者、匪賊」(rebeldes, contumacias y bandidos públicos)と宣告され、いかなる人間も彼らを「いかなる罪を受けることなく、自由に傷つけ殺害し拘禁する」ことができることとされる。生きたまま捕らえられて有罪となると、彼らは「公衆の面前に引き出され、絞殺され、四つ切りにされたあと、街頭や犯行現場にさらされる」のである。ここでも告発と裁判からの逃亡が、法外性が成立する条件とされている。イングランドと異なっているのは、殺害の容認が存続していたことと、「四つ切り」(hechos cuartos)と曝しという加辱刑の存在である。例えば、18世紀アンダルシアのもっとも名高い匪賊だったディエゴ・コリエンテス(1757-81)に対する1780年12月22日の布告を見てみよう。彼は「おおやけの反逆者、裁判欠席者、匪賊だと宣告され(declarandose por rebelde, contumaz, y Vandido público)、いかなる身分や地位にあらうともすべての人々に、いかなる刑罰をも受けることなく、自由に彼を傷つけ、殺害し、逮捕する権限が授けられ、上記の諸氏のもとに生死を問わずに連行し、生きたまま逮捕した場合には、有罪となす。有罪とされたなら、引き出して絞首刑に処したうえて、四つ切りとなし、[死骸を]公道に晒す」(Bernaldo de Quiros 1959: 54-5)とされていた。死後の華々しい伝説とは異なって、実際には人殺しさえしたことのない、ただの馬泥棒にすぎなかったコリエンテスは、逮捕のあと、まさしくそのように処刑されている(Pike 1988: 245)。これはスペインの植民地でも同様であって、メキシコ独立戦争での卓越したゲリラ指導者だったアルビーノ・ガルシアは、1812年6月5日に捕虜となり、8日には銃殺されているが、その遺骸はあとで四つ切りにされ、各地に運ばれてさらされている(Osorno Castro 1940: 167)。つまり、彼は形式としてはただの匪賊として処刑されたわけである。

スペインでは19世紀はじめに、議会在自由主義的な刑法の採用によって従来の過酷な刑罰が緩和されたが、やがて絶対主義的反動のためにそうした動きは廃棄され、結局フェリーペ4世の布告は1875年まで効力を保つことになった(Bernaldo de Quiros 1959: 138-41)。ついでながら、匪賊はだれにでも殺害できるという部分はなくなっても、それに替わって逮捕後逃亡を試みたのでやむをえず射殺したという「逃亡法」(ley fuga)が、ラテンアメリカ各地で今日まで受け継がれている。

独立後のメキシコでは、1823年9月27日に「街頭での匪賊活動に対する正面攻撃をなす、独立メキシコはじめての法律」(Solares Robles 1999: 144.)が議会で作られている。同法によると、「4名ないしそれ以上の集団」で街頭や人家を襲撃した者たちは、軍隊や民警に逮捕された場合、軍事法廷で裁かれる。そのさいにはカルロス4世が1801年に出した布告(Novísima recopilación, ley 8a, título 17, libro 12)が適用される。通常の司直に逮捕された場合には民間裁判所で処理されるが、逮捕にさいして抵抗がなされたなら、逮捕者は軍事法廷で裁かれることになる。この規定はしだいに厳しくなり、1853年4月8日の政令では、軍、警察、民間人のいずれであっても、彼らが逮捕した「あらゆる種類の盗賊と共犯者」はすべ

て軍事法廷で裁かれて極刑が課せられ、それは判決後48時間以内に執行される。この政令には、さらに同年5月25日の追加があり、現行犯逮捕された盗賊、現行犯でなくとも犯行に当たって死者・重傷者を出した盗賊は、すべて即決裁判で事実確認がなされたら、やはり48時間以内に処刑されることになる²⁰⁾。

こうして匪賊一般が軍事裁判の対象になるとともに、大統領や州知事は特定の人々を法外に置く権限を行使した(この権限の法的裏づけは、いまだに見出しえていない)。ベニート・フアレスは1861年6月5日、盟友メルチョール・オカンポたちの殺害への報復措置を取ったさい、「憎むべき暗殺者たち、スロアガ、マルケス、メヒア、コボス、ピカリオ、カヒガス、ロサーダ」というように具体的な個人名を挙げて彼らを法外に放逐している。同17日には、ハリスコ州知事ペドロ・オガソンもロサーダたちを「法の外部に」(fuera de la ley)に置く布告を発している(Meyer 1989: 167-8)。

ナポレオン3世が担いだマクシミリアン皇帝の時代(1864-67)ではどうだったのであろうか。オーストリアから「輸入」されたこの皇帝は1865年10月2日に、共和派の激しい抵抗に業を煮やして「犯罪者や匪賊の集団」(las gavillas de criminales y bandoleros)に対して、つぎのような布告を発している。

「合法的に認められていない武装した集団ないし会合に参加した全員は、なんらかの政治的口実を主張しようとしまいと、集団や組織の構成員の数のいかにかわらず、また、おのれが持ち出す特色や名称のいかにかわらず、軍事法廷において軍によって裁かれ、集団に属しているという事実だけであっても、有罪とされた場合には死刑を宣告され、判決から24時間以内に処刑される。」(Vigil 1963: 725-6)

これは帝政派に敵対するすべての武装集団を匪賊として処罰する法令だが、共和派が糾弾するほど一方的に過酷ではなかったことは、歴史的に明らかである。帝政派と共和派との3年間におよぶ戦争のなかでは、無数のゲリラ集団(それに対抗ゲリラ集団)が発生し、両派はともに、敵の部隊を匪賊だと呼び合っていた。いずれの側も相手をまっとうな戦闘員とは認めず、捕虜にしたさいにはあっさり処刑していたのである。

ついでながら、メキシコ北部の豊かなヤキ溪谷を拠点に、少なくとも20世紀に入るまでメキシコへの「国民的」統合を拒んでいた先住民のヤキ人は、1880年代終わりには強力なゲリラ戦争を国家に対して仕掛けていた。彼らの鎮圧に出動したマルコス・カリージョ將軍は1890年に、彼らが匪賊として扱われるべきなのか、それとも叛徒として遇すべきなのかという問題を提起している。匪賊なら即決で処刑できるが、叛徒であれば裁判にかかる必要があったからである。ここでも匪賊は独特の地位を持つ存在として、他の犯罪者と区別されている。州知事はそれに答えて、彼らが農場や街頭を攻撃するなら匪賊だが、現段階では執拗な叛乱の継続と見てよいという、あまり役に立たない回答をしている(Hu-DeHart 1984: 127)。

このように匪賊は法外者として単なる犯罪者とは異なった処断の対象であった。匪賊の異質性は、さらに第2部において、彼らの両義的な存在様式の問題として議論される。

特徴2——集団性

匪賊は古代ローマ以来まずもって武装した集団的存在 (homines armati coactive) だと把握される。単独の人間による犯罪行為が匪賊活動と呼ばれることは、私を知るかぎりでは世界のどこにも存在しておらず、匪賊と集団性とは切り離すことができない。

この集団性もまた、ローマ法に現れている。そこでは「匪賊が犯罪を犯すのは、徒党を組んでのことである」(Proposito delinquant latrones, qui factionem habent) ことが指摘されている (Dig. 48. 19. 11. 2.)。

もちろん、集団といっても、ほんの数人から、紀元3世紀に600名もの大勢でローマを脅かしたあのブッラ・フェリクス、さらにはやはり匪賊 (latro) という範疇で捉えられていても、桁が違う数の奴隷叛乱を主導したスパルタクスまでさまざまだが、ともかく複数の人間による「犯行」が大前提なのである。

集団性は明らかに法外者であることから形式的に独立している。法外性は特定の個人に対して宣告されるものであって、決して対象が集団であることを必要としていなかった。もちろん、法外に追放されて共同体から切断された場合、古代や中世の社会では単独で生存をつづけることはほとんど不可能であって、最低限の生存を確保するためにはなにがしかの徒党を組んで活動する必要はあったであろう。だが、法外者はなによりもまず、特定の個人としてその罪を問われたのである。

古代ゲルマン社会ではどうだったのだろうか。6世紀はじめに成立したとされる『サリカ法典』では、「集団でなされた殺人について」(De homicidio in contubernio facto) という項では贖罪金の規定しかなく、法外性に関連しているのは、死骸の略取の場合に犯人が「wargus たるべし」(wargus sit) と述べている箇所と、法的に正当とされる裁判への出頭を拒んださいには、国王は「彼をおのれの平和宣告の外部に置く」(est extra sermonem suum ponat eum) こと、つまり、wargus と同じくだれもが殺害できる状態へと放逐することへの言及とである²¹⁾。『サリカ法典』はフランク王国成立期のもので、ゲルマン社会の古俗を保持していたとされるが、そこでは集団犯罪と法外放逐とは相互に無関係なものとしていた(ここに登場する裁判からの逃亡はすでに触れておいたように、イングランドでもスペインでも法外者規定に大きな役割を果たしている)。

匪賊に関しては集団であることがまずもって重要なものであって、実際、各国の関連諸立法においては、いったいなんにんから匪賊と呼ばれる集団となるのかは、きわめて恣意的であっても定められていた。植民地期インドでは1860年刑法によって、匪賊 (dacoit) は5名

ないしそれ以上の数の集団とされていた（この条項は現行のインド刑法にもそのまま受け継がれている）。イタリアでピカ法が匪賊と認定する集団の数は、3名ないしそれ以上だった（Dickie 1992: 14）。

近代メキシコに話を限定するなら、1823年の布告では、「4名ないしそれ以上の集団をなす」（*siendo en cuadrilla de cuatro o más*）ことが匪賊の条件であった。地方の法律ではもっと少数から匪賊集団を定めており、プエブラ州とベラクルス州では2名ないしそれ以上、ミチョアカン州では3名ないしそれ以上だとされている（Solares Robles 1999: 248, 305）。マクシミリアンの布告（1865年）ではまったく曖昧に「集団成員の数のいかにかわらず」（*cualquiera que sea el número de los que forman la banda*）とあるので、おそらくは2名からでも対象となりえたであろう。しかしいずれにしても、単独者の犯行は除外されており、たとえ2名でしかなくとも、とにかく複数であることが必須の条件とされていたのである。

それでは実際の匪賊集団の構成員はどれほどだったのであろうか。決して豊かではない各種の統計から判ることを、以下で並べてみる²²⁾。

19世紀後半の中部チリでは、2名から5名の集団が全体の66%を占め、最大でも20名程度の集団しか存在していなかった（Valenzuela Marquez 1991: 73-7）。そこでは大規模な匪賊集団の形成は見受けられない。ペルーでは下位集団（*bandas*）は3名から9名で、それがふたつないしそれ以上集まって上位集団（*cuadrillas*）を形成していた。コロンビアでは基本をなしていたのは最大で15名の集団だった。1962年の数字では自由派匪賊の指導者エフライン・ゴンサレス（「チスパス」）のもとにあった90にのぼる集団の構成員は平均すると20名で、50名以上の集団が9含まれていた（Sánchez y Meertens 1983: 95-6, 107）。ブラジルでは、もっとも高名な匪賊（*cangaceiro*）だったランピオン（ヴィルグリーノ・フェレイラ・ダ・シルヴァ、1897-1938）は10名程度の信頼する部下を核に活動しており、状況に応じて助っ人を集めて、時には100名の集団を形成した（Chandler 1978: 59, 83）。彼がアンジコス牧場で待ち伏せされて殺害されたさいには、配下のいくつもの集団を呼び寄せている最中であって、その総数は50名から60名ほどだった（Ibid: 222-3）。

どうもほとんどの匪賊集団は最大でせいぜい数十人までの規模でしか活動しておらず、大部分が *ad hoc* に組織されていたらしい。盛り場（居酒屋やギャンブルの場所など）でたまたま知りあったり、親族や友人のあいだでの密かな相談で計画が練られ、実行に移された。例えば、マヌエル・パイノの小説『リオ・フリオの匪賊たち』のモデルになったファン・ヤネス大佐（彼はサンタ・アナ大統領の副官を勤めたこともあったが、1839年に処刑されている）が率いた匪賊集団は、最大10名の集団を中核にした、仕事に応じて随時集合・離散する流動的な構成を持っていた（Gerdes 1987: 28-32; Vanderwood 1994）。19世紀前半のミチョアカンでは、2名から4名程度の集団（*cuadrillas*）と、50名以上の集団（*gavillas*）が区別されていた。一定数のメンバーを抱えた集団では、指導者のもとである程度の組織性が

見られる (Solares Robles 1999: 212-3)。

20 世紀前半の中国に関して、ビリングスリーはせいぜい 20 名程度までの単純集団、それがいくつか集まった複合集団、さらに巨大化した「匪賊軍」(bandit army) という区別をしているが (Billingsley 1988: 92 ff), メキシコでもこのような区別は有効であろう。

記録に残っている最初の「匪賊軍」といってよいのは、アルビーノ・ガルシア (Albino García, ?-1812) の勢力であろう。独立戦争に積極的に加わりはしても、独立派の指導部とは一線を画していたガルシアは、1811 年には火砲 5 門を含む 1000 名の部隊を統括していた (Osorno Castro 1940: 37)。19 世紀前半にミチョアカンで活動していた 4 つの匪賊グループは、それぞれ 400 から 1200, 200 から 250, 400 から 500, そして 500 という数の構成員を持っていた (Solares Robles 1999: 323)。彼らがおそらくはビリングスリーの複合集団であったことは確かであろう。19 世紀中葉に今日のモレーロス州で猛威をふるった銀飾団 (Plateados) の成員は、700 名とも 1000 名ともいわれているが (Gerdes 1987: 32-3; Vanderwood 1992: 8), この数字はおそらくは過大評価であったと思われる。ヴァンダーウッドは彼らを同時期の匪賊集団の典型と見なして、19 世紀後半には「銀飾団のような過去の偉大な匪賊集団の日々は去った」(Ibid: 88) と述べているが、強い交渉力を持った緊密な大集団という彼らのイメージそのものが、虚構であった可能性は高い。

「シナロアの稲妻」だの「メキシコのルイジ・ヴァンパ」だのという異名を持ったエラクリオ・ベルナル (1855-88) の集団は、軍隊組織をまねた位階構造で組織されていたが、総数は 100 名かそれ以上であって (Giron 1976: 61-7), アルビーノ・ガルシアとは比較にならない。もっとも、少数の部隊に分かれた彼らの活動は、きわめて広範囲に及んでいる。

すでに言及しておいたマヌエル・ロサーダは、「匪賊軍」と呼びうる集団を保持していた 19 世紀最後の匪賊だったといえる。彼が 1873 年にグアダハラハラを攻撃したさいには、3 つの部隊に分かれた、総計 1 万 1000 名という兵力を動員できた (Reina 1980: 197)。それはラナジト・グハの表現を借りれば、農民闘争や民族闘争という複数の要素を同時に送受信できた運動であって (Cf. Guha 1983: 170-1), もはや匪賊という規定を完全に越えた、複合的な叛乱軍だったといえよう。

こうして見ると、匪賊集団といっても、わずかな数で、たいした事前の計画もなく、ゆるく結合して犯行のあとにはしばしば解散してしまうようなルーズなまとまりから、一定の人数を集めて、位階秩序を持った組織のもとで活動し、必要に応じて恒常的な活動拠点 (アルビーノ・ガルシアのバジェ・デ・サンティアゴ、マヌエル・ロサーダのテピックなど) を保持して、執拗な活動を繰り広げた組織にいたるまで、幅広く散らばっていたのである。

その彼らを国家が特別に危険視したことの理由としては、ひとつには彼らが対抗権力として、近代国家の正統性に正面から挑戦していたことが挙げられる。ここでも歴史的展望のなかで、彼らを把握する必要性が生じてくる。つまり、物理的な暴力を国家だけが集中して持つ

ことがなく、一方では、王侯や皇帝が権力や権威の独占を主張していても、他方では、現実にはエリート層の対抗的な活動、行政組織や国家官僚の脆弱性、貧弱な交通・通信網、マンパワーの保持・統制を重視せざるをえない低い人口・土地比率によって、独占が完遂できないような国家群、つまり、マイケル・アダス (Adas 1981: 218-9) のいう「競合国家」(contest state) における分散した暴力装置の存在のもとでは、匪賊活動は既存権力に潜在的・顕在的に対抗しうる現実的権力となる可能性を秘めていた。アダスは「競合国家」の例として、植民地化される以前のビルマやジャワ、封建制下のヨーロッパや日本、さらにはムガル帝国やガーナのアサンテ帝国といった広範な対象を挙げているが、連邦主義と中央集権主義とが政治的な対立軸となっていた 19 世紀メキシコも広い意味ではそれに所属するといえよう。匪賊はそのような政治状況においては、ベンヤミンがいう「法措定的暴力」(der rechtsetzende Gewalt)、つまり、現存する法に対して新しい法をもたらしうる暴力として立ち現れたのである。

ここでベンヤミンの暴力論に詳しく立ち入ることはできないが、彼がそうした「法措定的暴力」の 1 例として「〈大〉犯罪者」(der 《große》 Verbrecher) や「大悪党」(der große Missetäter) になんども触れていることに注意しておきたい (Benjamin 1977: 183, 186, 197)。ベンヤミンはだれが「大犯罪者」なのか、固有名詞をまったく挙げていないが、ドイツだったらシンダーハネスやマティアス・クロスターマイアー、フランスならカルトゥーシュやマンドランあたりであろう。しかし、彼のいう「大犯罪者」はなにも、具体的な個人である必要はない。歴史に名を残している大犯罪者の多くは、一定の集団を背景にして活動しており、固有名詞はそのような集団の提喩なのである。彼らは集団の指揮者として、新たな法を現実に措定する勢力となることができた。実際、匪賊はかつては、ごく短期間しか権力を掌握できなかった李自成は別にしても、ローマ皇帝になったし (伝説のロムルスとレムスを除いても、マクシムス・トラクスとマクシムス・ダイア)、19 世紀エチオピアも匪賊 (シェフタ) から身を起こしたふたりの皇帝 (テウオドロスとヨハネス) を持っていた。ウルグアイの「建国の父」であるホセ・ヘルバシオ・アルティガスや、大デユマが壮烈な最期を描いたアリ・パシャ (Skiotis 1971)、旧「満洲」を支配した張作霖 (澁谷 2004) といった広域支配者 (マヌエル・ロサーダもこの系列に属している) も考慮されるべきであろう²³⁾。こうした対抗的暴力はまた、国家権力そのものが同質の暴力を通じてしか成立しなかったことを明らかにする。1876 年に軍事蜂起で時の政権を倒すことから出発したディアス独裁 (1910 年まで) が、同じ経路で権力を目指そうとしたエラクリオ・ベルナルに脅威を感じるのは当然であった。

ただし、ベンヤミンにあっては近代以前の国家形式と近代のそれとがはっきりとは区別されていない。近代国家では、マックス・ヴェーバーがいう「正統な物理的暴力性の独占」(das Monopol legitimer physischer Gewaltsamkeit) が存在しており (Weber 1958: 494)、こ

のために対抗暴力はゼネストや戦争、さらには2重権力状態といった例外状況を除けば、象徴的なレベルで発揮されることになる。匪賊はこのレベルであっても「いつか新しい法を人々にもたらすという希望」(Hoffnung...ein neues Recht dereinst den Menschen zu bringen)を体現しているから(ベンヤミン)、ウディ・ガスリーは「プリティ・ボーイ」フロイドのような小悪党にも不朽の名声を与えたのである²⁴⁾。近代以前には匪賊は暴力装置の分散・分有という状況を背景にして、新しい権力へと成り上がる現実的可能性を有していたが、絶対王政以降に進められた暴力の一元的な掌握と運用は、匪賊に「法措定」にかかわる象徴的な価値を留保させたにすぎない。

とはいえ、輝かしい名前など一切残していない匪賊活動も、きわめて多数存在していた。というより、ほとんどの匪賊は無名のまま生きて、無名のまま死んだのである。これまでの匪賊研究は史料の制限もあって、著名な匪賊たちの紳士名鑑に傾きがちだったが、例えば匪賊の名産地として知られた19世紀サルデーニャには、ローカルな範囲を超えた著名な匪賊はいなかった²⁵⁾。メキシコでも例えば、19世紀末のコマルカ・ラグネーラ地方で農閑期に匪賊となった人々は、すべて無名であったし(Meyers 1984)、20世紀はじめから1930年代にいたるまで国境近い黒竜江省で猖獗をきわめた匪賊たちのなかには、名前を記憶してもらえている若干の匪賊がいたにしても、「満洲」南部で活動した張作霖や馬占山ほどの名声を獲得した人物はひとりもない。確かにそこには「金持ちから奪った富を貧乏人に与えた」とされるTian Bianyangや、珍しくも女性匪賊だったTuolong(駝龍?)はいるが、彼らは同時代人の記録に登場はしても、今日の匪賊の殿堂に確固とした地位をいかなる意味でも占めてはいないのである(Shan: 30, 33, 36)。

ヴァンダーウッドは19世紀後半のメキシコでは、もはや匪賊は時代遅れになり、かつてのような大集団は不在になり、かわって「むしろ孤立したわびしい連中」(Vanderwood 1992: xxvii)が生き残っていたにすぎないと述べているが、これは決して正確ではない。先に挙げたコマルカ・ラグネーラのケースのように、ディアス独裁期(el Porfiriato)は無数の叛乱や匪賊活動で彩られていたのであり、それが強度な結集点として顕在化するのが1910年にはじまるメキシコ革命だったのである。あのエミリアーノ・サパタは革命においてもっとも組織だった叛乱軍を持っていたが、対外的な緊張が緩むとただちに内部対立が表面化している(Brunck 1996)。そのことは逆に、革命派が持っていた力が分散と凝集とのあいだでの危うい均衡のうえに成り立っていたことを、私たちに教えてくれる。そこには複数であることの利点と弱点とが露呈している。

少数の叛逆集団でもそれがいくつも同時に存在し、民衆がなんらかの可能性に気づいた場合には、ラナジト・グハがいう「アティデシャ機能」(atidesá function)、つまり、アナロジーと転移とを通じた拡張によって増殖し、大規模な叛乱に転化するような「コード変更」(code-switching)を惹き起こす可能性が出てくる(Cf. Guha 1983: 23-5, 93)。こうしたコー

ド変更がいつどのように起こるのかは予見不可能なため、いたるところで権力者は匪賊活動と大衆的叛乱との厳密な区別を立てることができず、19世紀インドでのイギリス植民地当局のように、「叛乱と匪賊活動とを区別することができなかったために、まるでこのふたつが同じことを意味するかのようになり、あらゆる『叛徒』を『匪賊』だと分類する傾向にあった」(Ibid: 101) ののである。中国には星火燎原ということばがあるが、小さな火花が野原を焼き尽くすまでに広がるか、そのままどうということもなく消えてしまうかは、だれも予測できないのである。2名とか3名といった小集団であっても、匪賊が匪賊として異様なまでに厳しく追求され処罰されるのは、まさにその理由からなのである。

注—————

- 1) Diccionario ilustrado de geografía, historia y biografía mexicanas, 190, in: *México a través de los siglos*, tomo XII, México: Editora Nacional, 1963, p. 572.
- 2) 日本ではロサーダについて、高橋均の議論があるが(高橋 1986)、ロサーダの支持基盤をまったく論証抜きで「閉鎖コーポリット」共同体と断定し、彼が叛乱に対しては「客分」「肝煎り」という役割を果たしたにすぎなかったと憶測するなど、基本的な誤りが多い。
- 3) 翻訳は別として、とりあえず管見に入った単行本としては、千葉治男『義賊マンドラン』(平凡社, 1987年)、上野美子『ロビン・フッド伝説』(研究社出版, 1988年)、同『ロビン・フッド物語』(岩波新書, 1998年)、川崎寿彦『森のイングランド』(平凡社, 1987年)、岡田泰男『アメリカの夢 アウトローの荒野——ジェシー・ジェイムズの西部』(平凡社, 1988年)、南塚信吾『ハンガリーに蹄跡よ響け——英雄となった馬泥棒』(平凡社, 1992年)、同『義賊伝説』(岩波新書, 1996年)、同『アウトローの世界史』(日本放送出版協会, 1999年)、藤澤房俊『匪賊の反乱——イタリア統一と南部イタリア』(太陽出版, 1992年)、土肥恒之『ステンカ・ラージン——自由なロシアを求めて』(山川出版社, 2002年) 澁谷由里『馬賊で見る「満洲」——張作霖のあゆんだ道』(講談社, 2004年) などがある。日本の例は除いている。また、ネストール・マフノを匪賊だと把握しない。
- 4) 『ガンガ・ディン』(1939年, ジョージ・スティーヴンス監督) から『インディ・ジョーンズ 魔宮の伝説』(1984年, スティーヴン・スピルバーグ監督) にいたるまで、ハリウッドは一貫して彼らを凶悪で狂信的な殺人集団として描いてきてきたが、キム・ワグナーの優れた研究(Wagner 2007) が、そうしたイメージを完全に一掃した。
- 5) カリフォルニアを騒がせたホアキン・ムリエタは、ホブスボームによって「文学的創作物」にすぎないとされたが(Hobsbaum 2000: 10)、実在したなんにんかのメキシコ系匪賊を土台に造形されたことは疑いえない(Cf. Nadeau 1974)。
- 6) 絶対的な飢餓に起因する「犯罪」については、あの保守的なヘーゲルでさえ「たとえば、ひとつのパンを盗むことで命をつなげうるのであれば、それによって実際にはある人間の財産[所有]が侵害されるのであるが、こうした行為を通常の窃盗として扱うのは不正であろう」と述べ、最低限の生存が脅かされている状態では、盗みも許容されることを認めている(『法哲学講義』)。似たような主張は、西ベンガルのロダ人(Lodhas) についてラナジト・グハが述べている。彼らは1916年に「犯罪部族」(criminal tribes) のひとつと公的にされていたが、わ

ずかな土地のうえで恒常的に飢えていた。「両親が家族を食べさせねばならず、犯罪が通常の消費財へと接近する唯一の手段であるなら、道義は犯罪者のほうにある。」(Guha 1983: 86)

なお、特定のカーストや少数民族が職業的に犯罪に従事しているとされる、この「犯罪部族」という規定(ホブスボームはそれを安易に受け入れてしまっている)は、すでに徹底した批判によって崩壊している(Pouchepadas 1979; Arnold 1979: 149-53)。

- 7) クローチェはドッカの活動を単純に「社会的不正に対する政綱、叛乱、反抗」だとするのは過大評価だとたしなめているが、しかし彼が「気質がよく、勇敢で、才気に富み、ある種の精神的の高貴さを備えた匪賊」だったと述べて、賞賛の意を隠していない(Croce 1892: 55)。
- 8) スラッタの編著(Slatta ed. 1987)は、冒頭に彼の序文を配しただけでなく、10本の論文をさらに彼の「結論——ラテンアメリカの匪賊活動」で挟み込むかたちを取っている。実は、同書に収録された論文には、スラッタの序論と結論で総括される議論と正反対の主張を展開したもののや、少なくとも彼の結論には十分に合致しない内容を含んだものが何本も含まれている。これは編者としてはおよそ誠実な態度だとはいえない。ギルバート・ジョセフも私より婉曲なことばで、そのことを指摘している(Joseph 1990: 17)。
- 9) キューターが「犯罪的」('kriminell')という形容詞にわざわざカッコをつけているのは、彼がバクニンになって、すべての匪賊は被抑圧者から発生し、主に「支配者」とその代理人を攻撃の対象とし、国家の側から同じように「犯罪者」扱いを受けているからだとして主張しているためである(Küther 1976: 146, 148)。日本でもかつて「すべての犯罪は革命的である」というスローガンが提唱されたことが、なつかしく思い出される。なお、ホブスボームはこうした差異の抹消を「1960年代以降の極左の一部にある新アナーキスト的ムード」だとして退けている(Hobsbaum 2000: 181)。キューターの主張は、法権力からの逸脱をすべて反権力行動だと把握することで、実は、匪賊についての権力側からの規定を逆に安易に受け入れる結果になっている。
- 10) この「それだけではないが」(but not only)ということばは、同書の初版にはなく(Vanderwood 1981: xv)、新たに付加されたものであって、それは近年の匪賊研究の進展への彼のささやかな譲歩である。
- 11) ホブスボームが提唱した社会的匪賊という名称は、アントン・ブロックによって「あらゆる匪賊は、彼らがすべての人間と同じく、さまざまな絆によって他の人々と結びついていたという意味で『社会的』であった」として批判された(Blok 1972: 497; 1974: 99)。チャンドラーもそれを単純に繰り返している(Chandler 1987: 109)。だが、ホブスボームにあっては「社会的」とは「政治以前の」(pre-political)だということにほかならない(Hobsbaum 1971: 2, 23)。「社会的」から「政治的」へという推移は、そこに含まれている単線史観への批判は別にして、マルクス主義の歴史家であるホブスボームが歴史における「政治的」な段階を語るさいには、マルクスが「政治的」(politisch)という形容詞に込めた意味(対自的な階級意識にもとづく)を考慮する必要がある(後述)。また、E・P・トンプソンが「政治以前の」と「倫理的」(moral)とを重ね、それを「政治的」と対置させていることをも参照(Thompson 1993: 65, 188)。
- 12) 「命名する(Namen zu geben)という支配者の権利はきわめて広範囲に及んでいるので、ことばそのものの起源を支配者の権力発露だと把握してさしつかえないほどである。彼らは『これはかくかくである』(das ist das und das)といい、あらゆる事物と出来事とをそのひとことに

よって封印し、それによっていわばそれらを占有してしまう。」(『道徳の系譜学』第一論文第2節)

- 13) Joan Corominas, *Breve diccionario etimológico de la lengua castellana*, segunda edición revisada, Madrid: Editorial Gredos, 1967. の“bando1”および“bando2”の項目を参照。
- 14) Winfred P. Lehmann, *A Gothic Etymological Dictionary*, Leiden: Brill Academic Publisher, 1986. の“BANDWA”の項目を参照。
- 15) 例えば「江戸のアウトロー」といったように、江戸時代の博徒や街道筋に出没した追剥ぎたちをアウトローという範疇で把握することには、少々の難点がある。彼らは確かに、法をないがしろにする無法者だっただろうが、法の外部に放逐されてだれもが殺してもかまわないという状態には置かれたことがなかったと思われる。彼らへの過酷な処罰も、一般の重罪人に対するものと変わりはなく、彼らは幕府の法システムの内部にしっかりと位置づけられているのであって、ここで触れたアウトローという極度の例外状況とはかかわっていない。
- 16) もっとも、この解釈には異論もある。アガンベンはいエリングを引いて (Agamben 1995: 116), 「ホモ・サケル」とゲルマン人の *wargus* とがほとんど同一だと主張している。ところが、イェリングは実際には「ローマ古代では不可能事 (eine Unmöglichkeit) だと見なしていること、つまり、判決や法を抜きにしての追放者の殺害 (die Erschlagung des Geächteten ohne Urteil und Recht) は、古代ゲルマンにとっては確かな現実であった」(Jhering 1907: 282) と述べているのであって、両者のあいだには「まがうことなき兄弟」関係があったにしても、殺害の権利に関してはローマでも必ずしも統一した見解があったわけではないとされる (Ibid: 284-5)。
- 17) *Cum vero utlagatus captus fuerit non erit licitum alicui eum interficere nisi in ipsa captione si se velit defendere, quia post captionem vita et mors erit in manu regis.* ブラクトンに関しては、Bracton Online (<http://hls15.law.harvard.edu/bracton/Common/index.htm>) を参照。
- 18) 「婚姻外でこの世に生まれた子供は、法律 (つまり、婚姻の) の外部にあり、したがってまた、法律の保護の外部 (außer dem Gesetz...mithin außer dem Schutz desselben) にある。彼は共同体のなかにいうなれば (禁制品と同様に) 持ち込まれたのであって、それゆえに共同体は (彼は当然ながらこうした仕方ですべきではなかったわけなので) その実在を、したがってまた、その絶滅をも無視できる (seine Existenz...mithin auch seine Vernichtung ignorieren kann)」(『人倫の形而上学』B234)
ナチス体制下でユダヤ人が「法律の保護の外部」に置かれ「絶滅収容所」(Vernichtungslager) に送られたことを考えると、カントのことばは私たちを少々慄然とさせる。
- 19) *Novísima recopilación de las leyes de España*, ley I, título XVII, libro XII.
- 20) これらの法令はすべて、マヌエル・ドゥブランとホセ・マリア・ロサーノが編集した34巻に及ぶ法令集に収録されている。幸いこの法令集は (1866年までだが) オンライン化されている (<http://www.biblioweb.dgsca.unam.mx/dublanylozano/>)。そこでの検索番号はおのおの、364, 3797, 3863である。
- 21) *Lex Salica*, XLII.; LV.2; LVI.5.
- 22) もっとも、こうした数字で把握されているのは、多くの場合、直接に犯行に参加した実行部隊であった。19世紀後半にミズーリやオクラホマで活動したジェイムズ、ヤンガー、ダルトンたちは血縁関係を通じて結束した少数の部隊に加えて、彼らを個人的に知っており、積極的な

支持を与えたより大きな支援グループ、それに、受動的だがさらに数が多い共感者たち（彼らが匪賊を英雄に変えることに貢献する）に囲まれていた。コロンビアでも、匪賊集団形成の初期には、しばしば同一家族のメンバーが核になっており（Sánchez & Meertens 1983: 77）、しだいに周辺に支持者基盤を構築する傾向が見られる。したがって、実行犯の数だけで、その勢力全体を推定することはできない。

- 23) ここからアウグスティヌスの有名な「正義から離れてしまえば、王国は巨大な匪賊団以外のなんであろうか。匪賊団も小さな王国以外のなにでもないのである云々」（*Remota itaque iustitia quid sunt regna nisi magna latrocinia? quia et latrocinia quid sunt nisi parua regna?*）という見解（Augustinus, *De civitate Dei*, Liber IV. 4.）が生じる。
- 24) いまでは多くの国家が「準軍隊」（paramilitares）や民間軍事請負会社といった非国家的な集団に依拠するようになってきていることを考えると、もはや国家による暴力の独占という、近代国家の基本が揺らいでいるといえよう。
- 25) もっとも、「男に依存しないために、結婚することをまったく望まなかった」といわれる「真のアマゾン」ドンナ・ルチア・テッデ・デリタラの名前は記憶されてよいだろう（Day 1979: 196）。

参考文献

利用した文献のリストに関して、つぎのような略称を使用する（第2部でも利用される）。

雑誌

CSSH Comparative Studies in Society and History

HAHR Hispanic American Historical Review

HM Historia Mexicana

JLAS Journal of Latin American Studies

JPS Journal of Peasant Studies

LARR Latin American Research Review

P & P Past & Present

単行本

Katz, ed. Friedrich Katz (ed.), *Riot, Rebellion, and Revolution: Rural Social Conflict in Mexico*, Princeton: Princeton Univ. Press, 1988.

Slatta, ed. Richard W. Slatta (ed.), *Bandidos: The Varieties of Latin American Banditry*, Westport: Greenwood, 1987.

Crummey, ed. Donald Crummey (ed.), *Banditry, Rebellion and Social Protest in Africa*, Portsmouth: Heinemann, 1986.

Martínez Comiche, ed. Juan Antonio Martínez Comiche (ed.), *El bandolero y su Imagen en el Siglo de Oro*, Madrid: Ediciones de la Universidad Autónoma de Madrid, 1991.

MEW Karl Marx und Friedrich Engels, *Werke*, Berlin: Dietz.

Vincent ed. Bernard Vincent (ed.), *Les marginaux et exclus dans l'histoire*, Paris: Union Générale d'Éditions, 1979.

Adas, Michael

1981 "From Avoidance to Confrontation: Peasant Protest in Precolonial and Colonial Southeast Asia," *CSSH*, 23, pp. 217-47.

Agamben, Giorgio

1995 *Homo sacer. Il potere sovrano e la nuda vita*, Torino: Einaudi. 高桑和巳訳『ホモ・サケル』以文社

Alvarez Barrientos, Joaquín y Pilar García Mouton

1986 "Bandolero y bandido. Ensayo de interpretación," *Revista de Dialectología y Tradiciones Populares*, 41, pp. 7-58.

Aparecida de S. Lopes, Maria

2001 "Los patrones de la criminalidad en el estado de Chihuahua. El caso del abigeato en las últimas décadas del siglo XIX," *HM*, 50, pp. 513-53.

Arnold, David

1979 "Dacoity and Rural Crime in Madras, 1860-1940," *JPS*, 6, pp. 140-67.

Bakelis, Tomas

2008 "Social Banditry and Nation-Making; The Myth of a Lithuanian Robber," *P & P*, No. 198, pp. 111-45.

Benjamin, Walter

1977 [1921], "Zur Kritik der Gewalt," in: *Gesammelte Schriften*, Bd. II-1, Frankfurt am Main: Suhrkamp, pp. 179-203. 野村修訳『暴力批判論』岩波文庫

Bernaldo de Quiros, Constanancio

1959 *El bandolerismo en España y en México*, México: Editorial Jurídica Mexicana.

Billingsley, Phil

1988 *Bandits in Republican China*, Stanford: Stanford Univ. Press. 山田潤訳『匪賊——近代中国の辺境と中央』筑摩書房

Blackstone,

2001 [1765-9] *Blackstone's Commentaries on the Laws of England*, Vol. 4, ed. by Wayne Morrison, London: Cavendish Publishing.

Blok, Anton

1972 "The Peasant and the Brigand: Social Banditry Reconsidered," *CSSH*, 14, pp. 494-503.

1974 *The Mafia of a Sicilian Village, 1860-1960: A Study of Violent Peasant Entrepreneurs*, Oxford: Basil Blackwell.

Brunk, Samuel

1996 "The Sad Situation of Civilians and Soldiers": The Banditry of Zapatismo in the Mexican Revolution, *American Historical Review*, 101, pp. 331-53.

Chandler, Bily Jaynes

1978 *The Bandit King: Lampião of Brazil*, College Station: Texas A & M Press.

1987 "Brazilian Cangaceiros as Social Bandits: A Critical Appraisal," in: Slatta, ed., pp. 97-112.

1988 *King of the Mountain: The Life and Death of Giuliano the Bandit*, DeKalb: Northern Illi-

- nois Univ. Press.
- Croce, Benedetto
 1892 *Angiolillo (Angelo Duca). Capo di banditi*, Napoli: Luigi Pierro.
- Danker, Uwe
 1988 *Räuberbanden im Alten Reich um 1700. Ein Beiträge zur Geschichte von Herrschaft und Kriminalität in der Frühen Neuzeit*, 2 Bde, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
 2001 *Die Geschichte der Räuber und Gauner*, Düsseldorf: Artemis & Winkler. 藤川芳郎訳『盗賊の社会史』法政大学出版局
- Davis, John A.
 1988 *Conflict and Control: Law and Order in Nineteenth-Century Italy*, London: Macmillan Education.
- Day, John
 1979 "Banditisme social et société pastorale en Sardaigne," in: Vincent, ed., pp. 178-214.
- Dickie, John
 1992 "A Word at War: the Italian Army and Brigandage, 1860-1870," *History Workshop Journal*, Issue 33, pp. 1-24.
- Duncan Baretta, Silvio R. and John Markoff
 1978 "Civilization and Barbarism: Cattle Frontiers in Latin America," *CSSH*, 20, pp. 587-620.
- Eburn, Michael
 2005 "Outlawry in Colonial Australia: The Felons Apprehension Acts 1865-1899," <http://www.anzlhsejournal.auckland.ac.nz/pdfs2005/Eburn.pdf>, pp. 80-92.
- Fleisher, Michael L.
 2000 "Kuria Cattle Raiding: Capitalist Transformation Among an East African Agro-Pastoral People," *CSSH*, pp. 745-69.
 2002 "War Is Good for Thieving!': The Symbiosis of Crime and Warfare Among the Kuria of Tanzania," *Africa*, 72, pp. 131-49.
- Gerdes, Claudia
 1987 *Mexikanisches Banditentum (1821-76) als sozialgeschichtliches Phänomen*, Saarbrücken: Breitenbach.
- Giron, Nicole
 1976 *Heraclio Bernal. ¿Bandolero, cacique o precursor de la Revolución?*, México: INAH/SEP.
- Grünewald, Thomas
 2004 *Bandits in the Roman Empire: Myth and Reality*, transl. by John Drinkwater, London: Routledge.
- Güémez Pineda, José Antonio
 1991 "Everyday Forms of Mayan Resistance: Cattle Rustling in Northwestern Yucatan, 1821-1847," in: *Land, Labor, and Capital in Modern Yucatan: Essays in Regional History and Politics*, ed. by Jeffrey T. Barannon and Gilbert M. Joseph, Tuscaloosa: Univ. of Alabama Press, pp. 18-50.
- Guha, Ranajit

- 1983 *Elementary Aspects of Peasant Insurgency in Colonial India*, Delhi: Oxford Univ. Press.
- Hart, John M.
1974 “Miguel Negrete: La epopeya de un revolucionario,” *HM*, 24, pp. 70–93.
1978 *Anarchism and the Mexican Working Class, 1860–1931*, Austin: Univ. of Texas Press.
- Hobsbaum, Eric
1959 *Primitive Rebels. Studies in Archaic Forms of Social Movement in the 19th and 20th Centuries*, Manchester: Manchester Univ. Press.
1969 *Bandits*, 1st ed., London: Weidenfeld and Nicolson. 斎藤三郎訳『匪賊の社会史』みすず書房
1971 *Primitive Rebels*, 3rd ed., Manchester: Manchester Univ. Press. 水田洋他訳『素朴な反逆者たち』社会思想社
2000 *Bandits*, 4th ed., New York: The New Press.
- Hu-DeHart, Evelyn
1984 *Yaqui Resistance and Survival: The Struggle for Land and Autonomy, 1821–1910*, Madison: Univ. of Wisconsin Press.
- Jhering, Rudolph von
1907 *Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung*, 1er Teil, 6te Aufl., Leipzig: Breitkopf und Haertel.
- Joseph, Gilbert M.
1990 “On the Trail of Latin American Bandits: A Reexamination of Peasant Resistance,” *LARR*, 25, 1990, pp. 7–53.
- Küther, Carsten
1976 *Räuber und Gauner in Deutschland. Das organisierte Bandenwesen im 18. und frühen 19. Jahrhundert*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Lodares, Juan Ramon
1991 “El bandolero desde su ideoma,” in: Martínez Comeche, ed, pp. 153–60.
- Meyer, Jean
1973 *Problemas campesinos y revueltas agrarias (1821–1910)*, México: SEP.
1984 *Esperando a Lozada*, Zamora: El Colegio de Michoacán.
1989 *La tierra de Manuel Lozada*, Guadalajara: Universidad de Guadalajara.
1990 *De cantón de Tepic a Estado de Nayarit 1810–1940*, Guadalajara: Universidad de Guadalajara.
- Meyers, William K.
1984 “La Comarca Lagunera: Work, Protest, and Popular Mobilization in North Central Mexico,” in: *Other Mexicos: Essays on Regional Mexican History 1876–1911*, ed. by Thomas Benjamin and William McNellie, Albuquerque: Univ. of New Mexico Press, pp. 243–74.
- Moss, David
1979 “Bandits and Boundaries in Sardinia,” *Man*, pp. 477–96.
- Nadeau, Remi
1974 *The Real Joaquin Murieta: California’s Gold Rush Bandit: Truth v. Myth*, Santa Barbara:

Crest Publishers.

O'Malley, Pat

1979 "Social Bandits, Modern Capitalism and the Traditional Peasantry. A Critique of Hobsbaum," *JPS*, 6, pp. 489-501.

Osorno Castro, Fernando

1940 *El insurgente Albino García. Episodios de la vida y campañas del genial guerrillero*, México: Editorial "México Nuevo".

Pike, Ruth

1988 "The Reality and Legend of the Spanish Bandit Diego Corrientes," *Folklore*, 99, pp. 242-7.

Pouchepadas, Jacques

1979 "Delinquance de fonction et normalisation coloniale: Les «tribus criminelles» dans l'Inde britannique," in: Vincent ed., pp. 122-54.

Reina, Leticia

1980 *Las rebeliones campesinas en México (1819-1906)*, México: Siglo XXI.

Ruiz, Eduardo

1975 *Historia de la Guerra de intervención en Michoacán*, Morelia: Balsal Editores.

Sánchez, Gonzalo and Donny Meertens

1983 *Bandoleros, gamonales y campesinos. El caso de la Violencia en Colombia*, Bogotá El Ancora:.

Shan, Patrick Fuliang

2006 "Insecurity, Outlawry and Social Order: Banditry in China's Heilongjiang Frontier Region, 1900-1931," *Journal of Social History*, 40, pp. 25-54.

Shaw, Brent D.

1984 "Bandits in the Roman Empire," *P & P*, no.105, pp. 3-52.

Skiotis, Dennis N.

1971 "From Bandit to Pasha: First Steps in the Rise to Power of Ali of Tepelen, 1750-1784," *International Journal of Middle East Studies*, 2, pp. 219-44.

Slatta, Richard W.

1987a "Introduction to Banditry in Latin America," in: Slatta, ed., pp. 1-9.

1987b "Conclusion: Banditry in Latin America," in: Slatta, ed., pp. 191-9.

Solares Robles, Laura

1999 *Bandidos somos y en el camino andamos. Bandidaje, caminos y administración de justicia en el siglo XIX. 1821-1855. El caso de Michoacán*, Morelia: Instituto Michoacano de Cultura.

Tamayo, Jorge, ed.

1972 *Epistolario de Benito Juárez*, México: Fondo de Cultura Económica.

Tompson, E. P.

1993 *Customs in Common. Studies in Traditional Popular Culture*, New York: The New Press.

Unruh, Georg Christoph von

1957 "Wargus. Friedlosigkeit und magisch-kultische Vorstellungen bei den Germanen," *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Germanische Abteilung, 87, pp. 1-40.

Uribe-Uran, Victor M.

2007 “Iglesia me Llamo”: Church Asylum and the Law in Spain and Colonial Spanish America,”
CSSH, 49, pp. 446–72.

Valenzuela Marquez, Jaime

1991 *Bandidaje rural en Chile central. Curico, 1850–1900*, Santiago de Chile: Centro de Investigaciones Diego Barros Arana.

Vanderwood, Paul J.

1981 *Disorder and Progress: Bandits, Police and Mexican Development*, Lincoln: Univ. of Nebraska Press.

1987 “Nineteenth-Century Mexico’s Profiteering Bandits,” in: Slatta, ed., pp. 11–31.

1992 *Disorder and Progress: Bandits, Police, and Mexican Development*, Revised ed., Lanham: Scholarly Resource Books.

Vigil, José Maria

1963 *La Reforma, México a través de los siglos*, tomo 10, México: Editora Nacional.

Wagner, Kim A.

2007 *Thuggee: Banditry and the British in Early Nineteenth-Century India*, London: Palgrave Macmillan.

Weber, Max

1958 [1919] “Politik als Beruf,” in: *Gesammelte Politische Schriften*, hrsg. von Johannes Winckelmann, Tübingen: J.C.B. Mohr, pp. 493–548. 脇圭平訳『職業としての政治』岩波文庫

澁谷由里

2004 『馬賊で観る「満洲」』講談社

高橋均

1986 「メキシコにおける匪賊権力と農民共同体——マヌエル・ロサダ反乱（1857–1873）の事例から」『教養学科紀要』（東京大学），第18号，pp. 1–18.

鶴谷壽

1989 『カウボーイの米国史』朝日新聞社

穂積陳重

1982 『復讐と法律』岩波文庫